

平成21年（行コ）第269号
八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件
控訴人 柏村 忠志 外19名
被控訴人 茨城県知事 外1名

求 釈 明 申 立 書

2013（平成25）年7月12日

東京高等裁判所第10民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一

同 五 來 則 男

同 坂 本 博 之

同 廣 田 次 男

同 丸 山 幸 司

外

第1 はじめに

被控訴人の治水に関する主張において、明確でない点が何点かあるので、以下の通り、求釈明を行う。

第2 河川法63条1項について

- 1 河川法63条1項に規定される「著しく利益を受ける」という文言について、茨城県が八ッ場ダムから受ける「著しい利益」とは具体的にどのような内容か。
- 2 「著しい利益」とは、一般的な利益とどのように異なるのか。それらを区別する基準は何か。
- 3 これまで、「著しい利益」について、国から何らかの説明を受けたか。もし受けた場合は、その記録等を書証として提出されたい。
- 4 これまで、県の内部で八ッ場ダムから受ける「著しい利益」について検討したことがあるか。もしあれば、その記録等を書証として提出されたい。
- 5 被控訴人は、国土交通大臣が示した「受益の限度」が正しいかどうか、検討をしたことがあるか。もしあるならば、その記録等を書証として提出されたい。

第3 減衰効果について

- 1 控訴人らは、茨城県内の利根川流域における八ッ場ダムの治水効果の減衰について、準備書面(11)において、具体的な数値を挙げて主張した。これに対して、被控訴人は、準備書面(4)・32p～において一応の反論は行っているが、控訴人らの主張に対する具体的な認否を行っていない。そこで、被控訴人は、控訴人らの挙げる数値等に対して、具体的な認否をされたい。
- 2 被控訴人は、古河、取手、潮来、神栖の各地点における八ッ場ダムの減衰効果は何cmと考えているか。
- 3 それらの水位の減衰によって、各地点の堤防の安全性に対して、被控訴人は、具体的に、どの程度の影響があるのと考えているか。
- 4 八斗島地点に計画高水流量1万7000 m³/秒の洪水が流れたとき、茨城県内の利根川の堤防で越流する箇所はあるか。
- 5 もし越流する箇所がある場合、八ッ場ダムの建設によって、溢水を免れる箇所があるか。
- 6 茨城県内の利根川本川ないし利根川本川からの逆流のおそれがある支川において、堤防が脆弱な地点として考えている箇所があるか。
- 7 被控訴人は、上記6の箇所は、どの程度の水位が来ると決壊すると考えているか。
- 8 被控訴人は、昭和25年や昭和58年における利根川からの逆流による小貝川の決壊について述べているが(準備書面(4)・33p)、もし、八ッ場ダムがあったとした場合、これらの水害を防ぐことは出来たと考えているのか。もし、そのように考えるのであれば、資料等を示して、その具体的な根拠を明らかにされたい。

第3 費用便益について

- 1 控訴人らは、国が行った八ッ場ダムの費用便益計算が不合理で非科学的で非現実的であることを、準備書面(12)において、具体的に主張した。これに対して、被控訴人は、準備書面(4)・38p～において一応の反論は行っているが、被控訴人の主張は、単に国が作ったマニュアルに従っている、ということに尽きるのであり、その内容がなぜ合理的で科学的で現実的であるといえるのかという主張を行っていない。そこで、被控訴人は、国の作ったマニュアルが、合理的で科学的で現実的であると考えるのであれば、その根拠を示して主張されたい。
- 2 被控訴人は、無害流量を超えた洪水の場合には、破堤する可能性がある、と述べているが、そのように考える根拠は何か。
- 3 被控訴人は、いくつかのブロックに分けた各ブロックにおいて、無害流量を超えた洪水が流れた場合に、無害流量を超えた地点ではなく、被害が最大となる地点において破堤する、という想定をしているが、この想定が合理的と言える根拠を説明されたい。
- 4 被控訴人は、被害が最大となる地点の堤防の安全性を、どの程度の流量の

洪水まで耐えられるものと考えているか。また、その地点の堤防の安全性を強化することを国に要請した事実はあるか。もしあるのであれば、その際の文書等を書証として提出されたい。

- 5 被控訴人は、堤防を形成する土砂の種類等により、利根川の堤防の安全性について問題があると考えている地点があるか。もしあるのであれば、その箇所を具体的に指摘されたい。また、その箇所について、国に対して強化補強を求めたことがあるのであれば、その事実を記載した文書等を書証として提出されたい。